П

Щ

報

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

目

次

10月14日 (金曜日)

平成 23 年

縦覧に供する。 平成二十三年十月十四日

の間、

山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の

申請者の氏名又は名称及び住所

山口県知事

=

井

関

成

氏名又は名称

戸田工業株式会社

所

広島県大竹市明治新開一番四号

工場又は事業場の名称及び所在地

名称 戸田工業株式会社小野田事業所

特定施設に関する事項

Ξ

所在地

山陽小野田市新沖一丁目一番一号

種類、 構造及び使用時間間隔等

(環境政策課)......

Ten
Tan
Total
成二四、 四、一 月日間 開始 連続 時間 一日当た で使用時間 同りの使用 間 間用の で開りので見用 で見用の でします。
用 続 隔間 " " " " … 時り — 四時 使 の日の日の日 で の当 間間用た 方
" " " "

Щ

報

排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十六号の無機顔料製造業の用に供するろ過施設備考 「二六-ロ」及び「二六-ホ」並びに「二七-イ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和 (二基) $(\underline{\hspace{1cm}})$ 設をいう。 及び廃ガス洗浄施設並びに同表第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施

備考		"	"	=	"	"	_	"	"	"	_		種	
一 の 表 の	(一基)			六一ホ			二 六 - ロ				二六 三六 基 口		類	
()の表の備考は、この表について準用する。						"	"	"	"	"	=	通常	水素イ	
の表について		"	"	"	八						_	最	(水素指数)オン濃度	汚
準用す	= ≀ −	11	"	"	九≀六	"	"	"	"	"	= ≀ −	大通		-14
న	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	= 0	常	化学的酸	水
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	三五	最大	(mg/ℓ) 酸素要求量	等 の
											<u> </u>	通	浮	
	五〇	"	"	五 〇 〇	五〇	五 〇 〇	"	"	"	五〇	_	常	遊 物	汚
	九〇	"	"	五五〇	九〇	五五〇	"	"	"	九〇	五〇	最大	(mg質 / / 量	染
_	検出せず	五〇〇	"	"	"	検 出 ぜ ず	1100	"	"	11100	二六〇	通常	窒	状
	検 出 せ ず	000	検 出 せ ず	1,000	"	検 出 せず	"	"	"	0 🖽00	四〇五	島	(mg / /素	態の
	10	"	"	"	"	"	"	"	"	"	検出せず	通常		値
		"	"	"	"	"	"	"	"	"	検 出 せ ず	最	燐% (mg / ℓ)	
	九〇	"	"	_	五	三五	回0	10	六四	100	三六	通常	活水等の一日:	
	九〇	"	"	_	五	Д			六四	100	三六	最大	汚水等の一日当たりの量(m)	31,

Щ

報

(<u></u>)

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

(→)	四
種類、	汚水等(
構造及び使用時間間隔等	の処理施設に関する事項

7	ア ン	Ħ	-	征	少 少	凑	 疑		種	
フンモニフタ政方言	É			3	3	身				
気気	P L	禾		ì	3	ž.				
扩射	色	槓	iii	村		展 村			類	
									項	
<u>処</u> 理 後	処理前	<u>処</u> 理 後	処 理 前	処理後	処理 前	<u>処</u> 理	処 理 前		目	
								通	水	
"	=	七	"	"	"	_	=	常	水素イ	汚
								最	水オ素シ	70
"	 = ≀ _	八 六 · 六	"	"	"	 = ≀ O	— 二≀六	大	(水素指数) ポイオン濃度	水
								通	化	
"	=	"	"	"	"	_	六〇	常	化学的酸素要求量	等
								最	へ 素 が 大 要	
"	蓋	"	"	"	"	=	八〇	大	/ 菜 √ 影 量	の
								通	浮	
_		"	"	_	"	_	0011,1	常	遊	汚
							- `	最	〜物 mg /質	
五〇	九	"	"	=	"	四〇	100	大	<i>ℓ</i> 量	染
"								最	mg鉱	
	検出せず	"	"	,,	,,	"	_	大	mg鉱 ノ油 乗	状
検出								通	窒	
検出せず	六〇	"	"	,,	,,	"	六	常		態
検出								最	mg	
検出せず	四〇五	"	"	"	"	"	-0	大	/ ^ℓ)素	の
"						_		通		値
	検出せず	"	"	"	"	〇 四	四	常		
"	検							最	、燐ル mg	
	検出せず	"	"	"	"	〇 :	六	大	/ ℓ	
						/\		通	`~	_
		"	"	"	t t	"	V			Ī
"	三六				七、八九七		、四九七	常	\ \displaystyle{\sigma}.	5
	六				七		七		E	1 1 1
								最	汚水等の一日当たりの量(m)	5
	_	"	"	"	+ \/	"	九		量	3
"	三六				八九七		九、五一七	大	"	
								_		

アン	中	砂	凝	種
モニア	和	3	集沈	
アンモニア処理施設	ΤΗ	過	殿	
施設	槽	機	槽	類
ス=	コン	鉄	コン	構
ステンレス	コンクリート製		コンクリート製	
レス	 -		i -	造
製	製	製	製	
				能
	=	_	=	
≡	111, 000	, 00	00 T III	の が メ 日力
五〇		- 000 3		こカ
アララスを表している。	中	3	沈P 殿田調整	処 理
以取・ 又・ア アン				の
ンモモニ	和	過	凝集	方式
"	"	"	連	間使
				用 時
			続	隔間
"	"	"	=	о -
			四	使日 用当
			時間	時た 間り
"	"	"	変	概季
			動	概季節的変
			な・	要の
			L	
	_	<u>.</u>		年工
	R	先		月子
				日定
				年工事
				月成 予
				日定
				年使
	į.	分		角開始
				第 日定

五

排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 No. 1 排 排 排 水 水 水 П П 通 水 素 イオン濃度 常 排 " 最 **六** ・ " 出 通 化学的酸素要求量 水 常 0 最 $\overline{\circ}$ - の 通 浮 遊 汚 $\overline{\circ}$ 常 五 物 最 mg /質 $\overline{\circ}$ \equiv 大 最 mg鉱 /鉱 / ℓ) 〇・一 検出せず 状 通 窒 態 常 検出せず mg / ℓ 素 最 の $\overline{\circ}$ 大 検出せず 通 $\dot{\cdot}$ 値 常 兀 検出せず 最 mg / l 〇 六 大 通 排出水の一日当たりの量(㎡) ţ 八九七 常 0 最 四 V 000 九一七

山口県告示第三百九十一号

五号)の一部を次のように改正し、 特定鳥獣の捕獲等をする期間の延長に関する告示(平成十六年山口県告示第五百四十 平成二十三年十一月一日から施行する。

> 字道願一二二七、一二二八、字白石一七八三、字平石二七二七の二、二七三八、字岩 五の五(次の図に示す部分に限る。)、字森本一二一二、二八四一の一、二八四三、

一〇六七、字大川向一一一九の三、字岩ケ川内一一四九の一、字嵩一二〇〇、二七九

美祢市東厚保町川東字方ケ谷九六四の七、九六四の一八、二三三八の二、字オケ峠

まで、字僧都三〇二九の二、三〇三〇、三〇三五の一、字谷川三二三三の一、三二六 ケ河内二九一二、二九一三、字座主ケ谷二九三一、二九四〇、二九四九から二九五一

平成二十三年十月十四日

山口県知事 _ 井 関

第十四条第一項」を「第十四条第二項」に改める

「翌年の三月三十一日」に改める。 イノシシの三(延長後の捕獲等をする期間に関する部分中「翌年の三月十五日」 を

祢郡」を「及び美祢市」に改める。 ニホンジカのニ 捕獲等をする期間を延長する区域に関する部分中「、 美祢市及び美

翌年の三月三十一日」に改める。 ニホンジカの三 延長後の捕獲等をする期間に関する部分中「翌年の三月十五日」 を

山口県告示第三百九十二号

安林を次のように指定する予定である 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、

平成二十三年十月十四日

保安林予定森林の所在場所

山口県知事

=

井

関

成

成 一、三二六二、三二六四 指定の目的

Ξ 指定施業要件 水源のかん養

- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、 定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、 伐期齢以上のものとする。 美祢市森林整備計画で定める標準
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

山口県告示第三百九十三号

保

同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。 同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する 次の区域及び区分について

Щ

平成二十三年十月十四日

山口県知事 _ 井 関 成

公表します。 項の規定により、

特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画を変更したので、次の要領により

平成二十三年十月十四日

山口県知事

=

井

関

成

区域	区
黄波戸区域	総トン数十トン未満の漁船により行る
角島区域	"
11	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業以外の漁業
川棚区域	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
日良居区域	底びき網漁業

山口県告示第三百九十四号

準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区及び区 分について同法第百二十五条の六第一項の規定による同意があったと認めた。 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号)第百二十五条の六第三項において

平成二十三年十月十四日

山口県知事 = 井 関 成

II .		加入区	宇部岬第五加入区
"		加入区	宇部岬第四加入区
"		加入区	宇部岬第二
のり等養殖業 (のり養殖業)		加入区	宇部岬第一
区	区	λ	加

(三〇七) 特定鳥獣保護管理計画の変更の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第七条第一

計画の変更の内容 特定鳥獣の数の調整に関する事項の変更

縦覧の場所

山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所

(三〇八) 特定鳥獣保護管理計画の変更の公表

り公表します。 項の規定により、 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第七条第一 特定鳥獣 (ニホンジカ) 保護管理計画を変更したので、次の要領によ

平成二十三年十月十四日

山口県知事

井

関

成

計画の変更の内容

縦覧の場所 特定鳥獣の数の調整に関する事項の変更

山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所

(三〇九)大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

二十三年六月三日山口県公告 (一六五) に係る大規模小売店舗について次のとおり下松 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十三年十月十四日から同年十一月十四日までの間、 山口県商工労

市から意見を聴きました。

平成二十三年十月十四日

山口県知事 井 関

成

名 大規模小売店舗の名称及び所在地 称 ザ・モール周南、星プラザ

県

П

意見の概要 所在地

下松市中央町二一番三号

特に配慮を求める事項はない。

(三一〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

二十三年六月三日山口県公告 (一六六) に係る大規模小売店舗について次のとおり下松 市から意見を聴きました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十三年十月十四日から同年十一月十四日までの間、 山口県商工労

平成二十三年十月十四日

山口県知事 = 井 関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 名 下松市中央町二一番三号 ザ・モール周南、星プラザ

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三一一) 公共測量の実施

ありました。 第一項の規定により、山口地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知が 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十三年十月十四日

山口県知事 _ 井 関 成

作業の種類

公共測量 (基準点測量)

作業の地域

周南市大字栗屋

Ξ 作業の期間

平成二十三年十月一日から平成二十五年三月三十一日まで

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十三年十月十四日

山口県知事

=

井 関 成

事務を担当する廨の名称及び所在地

山口県立山口図書館

山口市後河原

一五〇番地の

落札に係る特定役務の名称及び数量

山口県立山口図書館の図書等へのICタグ貼付業務

一式

契約の相手方を決定した手続

Ξ

一般競争入札

落札者を決定した日

兀

平成二十三年九月七日

五

落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社図書館流通センター 東京都文京区大塚三丁目四番七号

六 落札金額

二千二百六十七万七千九百円

七 入札公告日

平成二十三年七月二十二日

その他

契約担当者

山口県立山口図書館長 長田 真吾

調達方法

購入等

最低価格 落札方式

六

関成



山口県知事

= 井 関 成 平成二十三年十月十四日発行平成二十三年十月十四日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁